

DVと子ども虐待の 理解と家族支援

遠藤夏美



1

はじめに

保育園・子ども園・幼稚園では、子ども達の育ちを日々支えています。子ども達は家庭でもさまざまな影響を受けています。

ここではDVと子ども虐待を取り上げます。両者は共通する部分が多くあります。

DVや虐待が起こると、家庭の中にどのようなことが起こるのか？
それにより、保護者や子どもはどのような影響を受けるのか？
私たちはどのような支援ができるのか？

DVや子ども虐待には特有の現象や傾向があるため、保育者がDVや虐待についての一般的な知識や理解を持っていることが、子どもや保護者支援において役立つと思われます。

今回は知っておきたいことをピックアップしてお伝えします。

2

D V domestic violence ドメスティック・バイオレンス

配偶者や恋人などの親密な関係にあるか、
以前あった者によって振るわれる暴力

- 身体的暴力
- 心理的暴力
- 性的暴力
- 経済的暴力

*モラル・ハラスメント

男性 ↔ 女性
どちらからもある

3

●身体的暴力

殴る、蹴る、首を絞める、強くゆする、強く掴む、髪を引っ張る…等の身体を傷つける暴力、壁を殴る、物を壊す、物を投げる(当たっても当たらなくても)、凶器を手にする、閉じ込める、屋外に締め出すなど

●心理的暴力

怒鳴る、罵倒する、馬鹿にする、命令する、脅す(本人や家族等に危害を加える、SNSに情報を流す等)、無視する、他の人との関わりを制限など

●性的暴力

性行為の強要、動画や写真の被写体にする、ポルノ動画等を無理やり見せる、避妊を拒否など

●経済的暴力

生活費を少ししか渡さない、お金を渡すのに条件をつける、家計簿チェックなどの厳しい管理指導をする、借金を負わせたり返済を強要するなど

4

「あの人がDVをしているらしいよ」 に対する周りの反応

【パターン1】

「あーあの人ならやりそう。すぐキレるもんね」

「うんうん、やりそう」

【パターン2】

「え？あの人か？絶対ないない。DVとかやらなさそう」

「あんなにいつも静かなのに？」

「うそ！あの人ってすごく感じのいい人だよ」

⇒ どちらのパターンもある

5

DVでは何が起ころのか

「支配」と「コントロール」

「支配」は加害側の自尊心・自己愛と関連するため、なかなか変化しにくい。
(愛情や関係性や方法への誤った学習、感情や性格傾向などの影響もある)
支配のためにさまざまな形で「コントロール」が使われる。

6

DVによる影響

○ 被害側の「力」を奪う

- ・ 「お前はダメだ」 自信を低下させるメッセージ
- ・ 「言うことをきけ!」「お前の家族もやってやる(全員殺す)」などの脅し
- ・ 「お前が悪いから自分は暴力を振るう。お前のせいだ」
- ・ 「人とつきあうな」孤立させる ⇒ 客観的に考える力を奪う
- ・ いつ暴力が始まるか?の恐怖心 ⇒ 逆らえない、言わない
- ・ 子どもに向かわないように ⇒ 逆らえない、言わない
- ・ 言うとおりにさせる ⇒ 自尊心・個としての自分を奪う

7

○ 「暴力」と「やさしくすること」の繰り返し

- ・ 暴力期⇒ハネムーン期⇒緊張期⇒・・・繰り返す



⇒ 被害側は混乱(愛?暴力?)

⇒ 今度こそ大丈夫かもと期待 → 関係が続く

8

○症状としての影響(DVから離れた後も)

PTSD(心的外傷後ストレス障害)

- ・思考力、判断力の低下
- ・解離・・・記憶が飛ぶ、忘れやすい、感情麻痺、痛みがわからない
- ・気持ちの不安定さ、抑うつ、感情のコントロールしにくさ(怒り、泣く)
- ・不眠、悪夢、フラッシュバック、疼痛等の身体症状
- ・不安や罪悪感、自信の低下、対人不安・不信

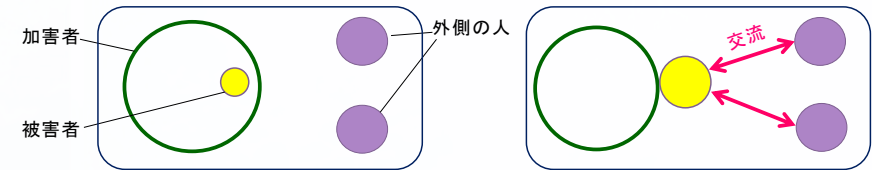
<その結果>…言うことがコロコロ変わる、約束を忘れる、疲れている、物を失くす、平気そうに見える、できないことがある、戻りたくなる等
⇒本人の性格や能力、DVの軽さと誤認しないことが大切

※「カサンドラ症候群」等もある

9

DVによる影響を小さくするもの

- 2人だけの関係ではなく、外側の誰かと繋がっていて、起きていることを話せている。
⇒話すことで客観性を保つことができる
⇒力を残して維持できる



- 相手に言い返すことができる。
- 誰かと相談し、準備をして計画的にDVから離れていく。

10

DVによる「子ども」への影響

「子どもに直接向けられる暴力等(=虐待)」

DVが起きている場合、子どもにも暴力が向けられることは多い。

…子どもへの影響は虐待と同じ。

※子どもが暴力を受けたことをきっかけに避難することも多い。

※DVへの恐怖や感情マヒなどにより制止できないこともある。

「子どもの前で両親間のDV(=面前DV(虐待))」

直接暴力等がなくても、子どもの前でDVが行われると直接受けたことに準じる大きな影響を与える。

※子どもに向かわないように、被害側が我慢する傾向

※子どもに見せることによる影響を心配して避難することも多い。

11

○ DVによる子どもへの影響(虐待とも共通)

- ・ 常に緊張感があり、安心・安全感を感じられない。
- ・ 大人を信頼できない。頼ったり甘えたりできない。
- ・ いつも不安で、安心して楽しめない。のびのびできない。
- ・ 怒りや悲しみの感情が強く、感情が爆発したり、急に泣き出す、イライラや落ち込みやハイテンションなど情緒が不安定になりやすい。
- ・ 言動が乱暴になることもある。
- ・ 被害側の保護者のことが心配で離れられない子もいる。
- ・ DVの片棒を担がされる場合は、混乱や罪悪感が大きい。
- ・ 発達障害と似た傾向が表れることもある。落ち着かないなど
- ・ 退行や症状として表れることもある。鬱、解離、PTSDなど

12

○ 誤学習をしてしまう

- ・ 暴力、力が全ての価値基準
強い者がエライ。弱いことが悪い。他者とぶつかった時は力で抑え込めばよい。暴力で問題解決。強い者に従い、弱い者は従わせる。
- ・ 「お母さんが悪いから殴られるんだぞ」「お父さんがダメだから叱っている」「しつけをしている」
→お母さん(お父さん)がダメなんだ。だから言うことを聞かなくていい。→怒らせないようにしっかりしてほしい。
- ・ 自分がDVのきっかけ。DVを止められない自分。
→「自分が悪いんだ」罪悪感、無力感
- ・ 男性が偉い、女性は男性の言うことを聞く、男性は暴力を振るう、相手を尊重しなくていいなど男女関係のモデルになる。

13

保育園・こども園における支援

DVによる影響があることを想定しながら…

- ・ 子どもが安心・安全を感じられるように関わる。
- ・ 誤学習が修正できるよう、異なる基準を体験できる場となる。
- ・ 保護者が安心・安全を感じられるように関わる。(尊重→自信回復→力)
- ・ 保護者が話しやすい関係や場を作る。
- ・ DV相談先を保護者への情報提供の1つに入れておく。
直接相談があれば相談先を紹介する。
- ・ 関係機関に必要な情報提供をする。
- ・ 避難する場合は、適切な配慮をする。通称名OK、住民票異動なしで可等
(情報の秘匿は園全体で慎重に。加害側には「園は知らない」が基本)

14

関係者でチームとして連携・協力する

- ・ 支援者が1人や個人で抱えない
関係者で情報共有し役割分担して対応する
- ・ 相談機関
女性センター(相談と身柄保護)
配偶者暴力相談支援センター(相談と対応)
福祉事務所(相談、生活保護、ソーシャルワーク)
警察(交番ではなく県警などの担当窓口)
弁護士(法テラスの無料相談等)
*まずは相談しやすいところでよい。
保健師、子ども家庭支援センターなど

15

<参考>

参考までに

保育園・こども園の役割ではありませんが、
関係機関と連携する上で、知っている役立つ
かもしれないDV関連のことを載せておきます。
以降はご参考までに…



16

DVからの解放と回復

DVの環境から **避難** → **離婚** → **新生活** へ

というパターンが多い。また加害側の元に戻ってしまい、DVが繰り返されることもよくある。

避難は、今の生活を捨て、人間関係を一旦断ち、新生活を作っていくことになる。仕事を辞める(休職)こともよくあるため、一時的に生活保護を受けて生活を移行させていくことも多い。自立のサポートをする事業もある。

支援のポイント

○ 「離れること」が大切

- ・ なかなか離れられない気持ちを理解、受容
愛着や関係性などの大きな喪失感
考える力や判断力が低下している。
- ・ 「離れる」⇔「戻る」を繰り返すことも多い。
- ・ リスクの度合いを確認する。

○ 気持ちや考え、やることの整理を手伝う

- ・ 両方の気持ちを話せるように促す。
- ・ 相手を悪く言いすぎず、起きている「事実」を話す。
- ・ 言われただけではできない時は、一緒にやる。
- ・ 対処法は具体的に一緒に考える。
- ・ DV関係(支配等)の再現にならないように注意

○ エンパワメントする

- ・ DVからの回復=自分を取り戻すこと
- ・ 安全な場所で、普通の日常を送る
- ・ 温かく接してくれる人と関わる
- ・ 安心できる、適度な距離をもてる近くの人
- ・ 起きたことを客観的に見る
- ・ 自分の気持ちを大事にして、そのまま表現する
- ・ 支援を受けながら自分の足で歩く

⇒エンパワメントされるとDVから解放される力になる

コントロールの構造を念頭に支援

「コントロールする側」

さまざまなやり方でコントロールしようとする
→コントロールでは幸せな関係を築けないことを
理解できるように

「コントロールされる側」

力を奪われた状態(判断力、自尊心、不安、依存)、習慣
などによってコントロールされやすくなっている
→コントロールの関係性に気づけるように

***支援者の「苛立ち」もコントロールに巻き込まれている。**

被害側が抱きやすい思い

<参考>

DVの関係の中にいた人であれば自然な思いであることを理解しておく（個別性も高い）
一旦そのまま受け止める。偏ったものは客観的な視点も提示する

- 自分が悪いのではないか。罪悪感。
- 相手は悪い人ではない。好きなどころも優しいところもあった。
- 周りが相手を悪い人間だと思っているのは自分のせい。酷いことをしているのは自分ではないか。
- 相手を傷つけてしまった。心配。
- 自分を好きだからやり過ぎてしまっただけではないか。愛情が上手に表現できないだけかも。

21

<参考>

- こんなに反省しているから変わってくれるかも。
- 確かに相手の言うとおりにかもしれない。
- 自分も確かに悪かったのかも。自分さえちゃんとできていれば相手をあんな行動にさせなかったのかも。
- いつも一緒だった人がいなくなると寂しい。
- 周りを振り回して迷惑をかけて申し訳ない。自分さえ我慢すれば良かったのかも。自分は我儘なのかも。戻った方が迷惑をかけず全て収まる。
- 相手がこんなに怒っていて怖い。一緒にいたほうが良いのではないか。

22

<参考>

- 住所や写真とかをどうにかされたらどうしよう。あの人は執念深くてやりかねない。
- 恨まれて一生怯えて怖い思いをするのは嫌だ。
- 相手がこんなに謝っているのに許さないのは酷いのではないか。
- 相手がこんなにちゃんと反省しているから、もう一度やり直してみたら上手くいくかもしれない。
- 信じてあげたい。
- こんなに大変なら戻った方が楽かもしれない。
- 会って話せば納得してくれるかもしれない。

23

<参考>

法律も、ちょっと知っておく

改定のポイントを紹介します

24

DV防止法

<参考>

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)

○ 2001年

- ・ 刑法その他の**守秘義務**に関する法律の規定は、**DVの通報を妨げない**。
- ・ 被害者は、加害者が自分の身近に接近することを禁止したり、住居から退去させたりする**保護命令**を裁判所に求めることができるようになった。

○ 2004年(改正)・・・内容強化

- ・ DV防止と被害者の保護が国・地方公共団体の**責務**
- ・ **保護の対象が子どもや元配偶者**に拡大
- ・ 暴力の定義に**心理的脅迫**も含む(心身に有害な影響を及ぼす言動)

25

○ 2007年7月5日(改正)・・・対象拡大

<参考>

- ・ **保護命令の対象**が被害者の**親族、関係者**にも拡大
- ・ 「暴力」の範囲が身体的暴力だけでなく「生命または身体に対する**脅迫行為(言葉による脅し)**」が追加
- ・ 執拗な**電話・FAX・メール、面会要求、嫌がらせ(不快なものや文書を送りつける等)**も禁止できる

○ 2013年7月3日(改正)・・・対象拡大

- ・ DV防止法の対象が、「配偶者(事実婚を含む)からの暴力およびその被害者」から、
「生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く)をする関係にある相手からの暴力およびその被害者」についても準用することに拡大された。

26

<参考>

○ 2019年6月19日(改正)・・・虐待と連動した対応

- ・ **児童虐待**と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として**児童相談所が法文上明確化**された。また、その保護の適用対象として**被害者の同伴家族が含まれる**ことも明確化された。

(2020年4月1日～施行)

○ 今後・・・心理的暴力、性的暴力も保護命令の対象に

2020年度のDV相談の6割が精神的暴力

27



28

子ども虐待

起きていることや、子どもや家族への影響は基本的にDVと同様ですが、子ども虐待の観点から補足します。

家族の機能

家族は「親密な人間関係」の場

- ・ 家族は家庭で**安心し、寛ぐ(回復)安全基地の機能**
- ・ 子どもは**親密な人間関係**を学ぶ
- ・ 誰かから**愛される**ことを体験する
食事、笑いかける、声かけ、抱擁、心配、気遣う...
- ・ **許しあう**ことを体得する
- ・ 人としての**ルール**を学ぶ

虐待が起きている家庭ではこれらが十分機能しない

子ども虐待の種類 (重複する)

身体的虐待

身体的暴力(叩く、蹴る、火傷、外に出す など)

心理的虐待

傷つける言葉、脅し、無視、差別、家庭内でDV など

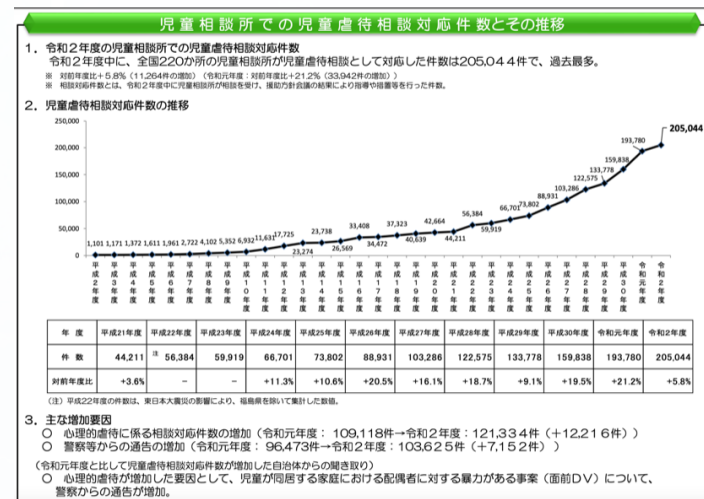
性的虐待

性的接触・見せる、被写体にする、性行為を見せる など

ネグレクト

養育の放棄、怠慢(食事、登校、受診、衛生、安全 など)
ヤングケアラーのため登校させない

子どもの虐待対応件数 厚生労働省調査より



令和2年度は、緊急事態宣言が出された4月から増加率が鈍化していることが判明。厚労省は新型コロナウイルス感染症拡大による学校の休校などで虐待が潜在化している可能性があるとしている。

警察が検挙した子どもの虐待件数（令和2年度） 警視庁

(3) 被害児童と加害者との関係

区分	関係別				計	構成比	関係別				計	構成比		
	実父	養父 継父	内縁 (男)	その他 (男)			実母	養母 継母	内縁 (女)	その他 (女)				
身体的虐待	853	189	158	30	1,230	56.4%	531	14	3	15	563	25.8%	1,793	82.2%
性的虐待	119	104	50	20	293	13.4%	10	0	2	0	12	0.5%	305	14.0%
怠慢又は拒否	11	1	2	0	14	0.6%	23	0	0	0	23	1.1%	37	1.7%
心理的虐待	12	6	0	3	21	1.0%	24	0	0	2	26	1.2%	47	2.2%
合計	995	300	210	53	1,558	71.4%	588	14	5	17	624	28.6%	2,182	100.0%

群馬県の子どもの虐待相談の経路/取り組み

群馬県生活子ども部

<経路別：警察等が最多で全体の35%、近隣知人が急増>

	警察等	近隣 知人	学校等	市町村	家族	医療 機関等	児童 福祉施設等	児童 本人	その他	計
R2	809	453	278	199	143	63	28	24	289	2,286
R元	666	276	259	157	97	55	46	18	225	1,799
H30	372	309	172	106	120	68	42	19	166	1,374

■県の取組（令和3年度）

○児童虐待防止条例（R3.4.1施行）の推進

・様々な施策を総合的かつ計画的に推進し、県一体となった児童虐待防止の取組強化を図る。

<本条例の特色（独自規定）、主な取組>

- ① 親権等の濫用禁止 再発防止ガイドラインの作成、子どもの権利擁護に関する研修実施
- ② 早期対応 子どもの安全確認を原則24時間以内を実施（国指針は48時間以内）
- ③ 社会の変化への対応 各児相におけるニューノーマル対応のための機器整備、SNS活用
- ④ 子どもの死因究明 CDR（Child Death Review）モデル事業を実施（R2から継続）

○児童相談所の体制強化

- ・児童福祉司 家庭支援係調整担当の各児相（支所含む）配置（計4人）など、計6人増員
- ・児童心理司 中央児童相談所及び東部児童相談所に1人ずつ、計2人増員

群馬県警察も子どもの虐待対応に積極的関与の姿勢

重篤な虐待を回避する可能性が高まる

保護者にとってハードルが上がる

さまざまな領域による取り組みと連携の強化へ

警察・・・通告、立ち会い、事件化

小児科医療・・・サインをキャッチ、支持的対応、状況改善、子の治療、通告

法務関係・・・弁護士による相談や対応、人権意識の啓蒙

DV防止関係機関・・・児相と連携して対応、子の虐待にも対応

学校教育機関・・・発見と対応、SNS等を活用した相談、連携

積極的
通告

連携

積極的
対応

虐待の可能性のサイン (子ども)

- ・ 身体(特に目立たない場所)や顔に痣や火傷の痕などがある
- ・ 家に帰りがたがらない
- ・ 特定の人を怖がる、「怖い、嫌い、いや、痛い」などと話す
- ・ 物音や大声などに怯える
- ・ 手を伸ばすと目をつむったり身体を強張らせる
- ・ 友達を叩いたり、人形等を殴ったり踏みつけたり痛めつけるなどの怒りや攻撃
- ・ 落ち着きがない、またはボーッとしている(発達障害に類似)
- ・ 服を脱いで大人に裸を見せる
- ・ 大人の表情を見ながらベッタリと甘える、または距離をとる、丁寧すぎる
- ・ 空腹、痩せ、気温に合わない服装、身体や衣類が不潔、病気の未治療、虫歯
- ・ 表情が乏しい、活気がない
- ・ 絵などの表現が暗い、塗りつぶすなど違和感を感じさせる など

41

虐待の可能性のサイン (保護者)

- ・ 子どもの傷やアザなどに対して、不自然な説明をする
- ・ 子どもの行動に無関心、冷淡
- ・ 子どもへの接し方が乱暴、ぎこちない
- ・ 子どもに話しかけない、または過剰に丁寧
- ・ 自分の期待通りに行動しないとイライラしたり体罰をしようとする
- ・ 子どもへの暴言や体罰を当たり前のことと考えている(誤学習)
- ・ 子どもを置いたまま、よく外出している
- ・ 生活や気持ちにゆとりがない(DVの可能性も)
- ・ 保護者の体調や、子どもの特性により子育てが負担になっている
- ・ 近隣や親族との交流があまりなく孤立している
- ・ 子どもと性格が合わない(嫌悪の表現や、きょうだい間で差がある)
- ・ 疲れ、表情の乏しさ、鬱などの疾患 など

42

サインがあったら

気になったら、まずは他の保育者に伝えて心配を共有し、
どういう状況なのか皆で観察しながら関わり、話し合う。

- 虐待の手前の「育児不安」や「育児疲れ」
 - ➡ 虐待や不適切な養育に至らないようにサポート
 - 「心配な親子」として他機関と連携しながら子育て支援
- 虐待かも
 - ➡ 通告(深刻にならないために)

43

虐待による子どもへの影響

○ 暴力、力による支配が家庭の「基準」になる

- ・ あたたかい優しい雰囲気包まれることができない
- ↓
- ・ 安心感、安全感が得られない
- ↓
- ・ 緊張と不安があり、自分をのびのびと出せない
- ↓
- ・ 自分を大切に好ましい存在と感じにくい
- ↓
- ・ 楽しむ、甘える、頑張るなどの気持ちが動きにくい

44

○ 自分の存在を否定される

- ・ 自分を大切な存在と感じにくい
↓
- ・ 常に悲しい感情がある(怒りとして表れることも)
- ・ 「自分や他者を大切にする」という感覚がわからない
↓
- ・ 自分や他者を信頼したり期待したりしにくい
- ・ 意欲が湧かず、虚無感を抱きやすい
- ・ 成長発達に影響をおよぼすこともある

45

○ 安心して人を頼れない

- ・ 人への信頼感をもちにくい
↓
- ・ 「人の良い面をみる」「適度な距離をとる」…等の
人と良好で健康な関係を作るのに必要なスキル
がうまく使えない
↓
- ・ 良好な人間関係を持ちにくい
- ・ 自信が低下する

46

○ 歪んだやり方が「普通」になる(誤学習)

- ・ 偏りがあったり、歪んだやり方、考え方が家族の「普通」になる
EX 怒らせるほうが悪い
悪いことをすると殴られるのは当たり前
健康や食事、衛生に気を配る必要はない
性的な関係を提供するのが愛情表現
自分はいないほうがよかった
自分は迷惑な存在
親は怒鳴るもの(親密な関係のあり方) など

47

保育園・こども園・幼稚園における支援

まずは子どもに対してできることをする

- ・ 子どもが安心・安全を感じられるように関わる。
- ・ 特に愛情を感じられるように温かい声かけや関わりを多くする。
- ・ 「する、できる(do)」よりも「ある、いる(be)」存在そのものを肯定する。
- ・ 誤学習が修正できるよう、肯定的で健康なスタイルを体験できる場となる。
- ・ 子どもとして楽しめる時間を提供する。

親機能(安全基地)を補うことにより、安定した愛着形成を補う面もある

48

保護者に対してできることをする

- ・ 保護者が安心・安全を感じられるように関わる。
責められない、評価されない、立場を理解してくれる、良い面を見てくれる、同じ目線で話してくれる、温かく迎えられる、尊重される
- ・ 話しやすい関係や場を作る。
ダメなことや失敗も話せる、雑談もOK、誰にでも同じ態度、関心を示す
子育ての困りごとには誰にでもあって当然というメッセージ、一緒に子育てを担う立場
- ・ 保護者を大事にする関わり
保護者を気遣う(体調、忙しさ、疲れ等)、労う、doよりbe(保護者も被虐待経験あるかも)
- ・ 直接相談があれば、相談にのったり、相談先を紹介する。(話せる人に話す)

49

保護者と子どもの関係にポジティブな要素を付加する

- ・ 子どもの「大変だけどかわいいと思うところ」を具体的に伝え共有する
- ・ 子どもの気持ちや行動の意味を言語化して伝える
- ・ 子どもが保護者を好きな気持ちやエピソードを伝える
- ・ 子どもへの関わり方のモデルになる
- ・ 保護者の立場に寄った三者関係を基本とする
主任や園長が保護者側に寄り添う役割を取っても良い
- ・ 今だけでなく、先の見通しも伝えて視野を広げる(「今」に寄り添う)
- ・ 保護者が負担を減らせるように、休息したり、楽になるようなサービス利用や方法の提案をしてみる。預けることを望んでいることも多い。
(「サービス」は具体的に。「方法」は新しいことより、今にプラスαから)

50

関係機関でチームとして連携・協力する

- ・ 支援者が1人や個人で抱えない
園内や関係者で**情報共有**し**役割分担**して対応する
「要保護児童対策地域協議会」には積極的に参加
- ・ 深刻なケースもあるため、虐待対応機関に**通告(義務)**し相談する。
児童相談所
児童家庭支援センター
福祉事務所、警察
*状況は変化していくため、時々状況を報告する。
特に「身体的暴力」「ネグレクト」は命のリスクに直結するため、**様子を見ないですぐに報告(通告)**し、対応を求める。
*親子分離(子の保護)は状況を変える手段

51

おわりに

DVや虐待は、深刻であると同時に、家庭の中で起こっているため、見えにくさや関わりにくさがある点で難しい課題です。

異変や徴候に気づき「ここに心配なことが起こっていることを関係機関に伝える役割」また「日常の中で温かく子どもと保護者に関わる役割」どちらも保育園、こども園、幼稚園にできる大きな支援です。皆で話し合いながら進めたいですね。

<参考資料> ストレス反応尺度(大人用、子ども用)



52